

第12回 官業民営化等WG 議事録(金融庁ヒアリング)

1. 日時：平成16年10月8日(金) 10:30~11:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：公認会計士試験
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、白石委員、安念専門委員、福井専門委員
金融庁
公認会計士・監査審査会総務試験室 室長 山崎 晃義
(以下「山崎公認会計士監査審査会総務試験室長」という)
試験第1係長 高木 政彦

白石委員 済みません。前のインタビューが大幅に時間を超過してしまいまして、大変お待たせいたしました。

それでは、金融庁さんの「公認会計士試験」についてのヒアリングに移らせていただきたいと思います。

まず冒頭5分ぐらいで恐縮なんですけれども、この試験についてどういうものかという全体像と、こちらから御質問をお送りしております件について御回答を、申し訳ありませんが5、6分程度でお願いできればと思います。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 わかりました。公認会計士監査審査会総務試験室の山崎でございます。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

実は、私どもの組織はこの4月に新しく立ち上げた組織でございます。これは、昨年の公認会計士法の改正に基づいて立ち上げられた組織でございます。従前は公認会計士審査会というところが主にこの公認会計士試験の実施等、それから公認会計士に対する懲戒処分を行っていたんですが、それに加えて、日本公認会計士協会がやっております品質管理レビューを監査・審査するという観点から新たに充実、強化された組織でございます。

基本的に背景を申し上げますと、国際的にエンロンとかワールドコムとか会計関係の不信があったということ。それから我が国でも、監査をめぐるさまざまな事件があったということで、監査を充実させていこうということで立ち上がった組織でございます。私も今回のヒアリングの対象であります公認会計士試験を実施するという立場から今日は参加させていただいていると思います。お手元に御依頼がありました調査票を作成させていただいております。

対象となります試験は「公認会計士試験」でございます。「実施主体」については国ということになってはいますが、実際はこれは私ども公認会計士監査審査会が行っております。

それから「従事者数」ですが、6名ということで、これは審査会でこの試験を担当して

いる者でございます。ただ、実際には各財務局に試験の実施を手伝っていただいておりますが、試験の実施の際に手伝っていただくということで、ここに全体何人ということで把握できないものですから、ここは6名ということで記載させていただいております。「予算額」ですが、9,323万9,000円ということで、こちらも金融庁本庁の予算額でございます。

「事業の内容」ですが、御案内のとおり公認会計士となる資格を付与するために、公認会計士となるのに必要な専門的応用能力を有するかどうかということとを判定する目的で試験を行っております。

御質問とやや関連するんですが「民間移管の具体的内容」ということで、どのような手続で公認会計士試験が行われているかと、まず第1番目の質問に関連した形でお答えさせていただきますと、まず公認会計士試験につきましては、我々、その審査会の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する試験委員によって試験問題の作成、それから採点が行われます。そして、公認会計士監査審査会が合否の決定を行うということになります。

それから、また試験会場の手配とか、受験願書の受付、試験会場での監督また立ち会い。

白石委員 ごめんなさい。お話の途中なんですけど、それに関連した資料は本日は提出していただいているのでしょうか。例えば、試験のフローとか、詳細なペーパー、お手元資料ごらんになっているようですが、こちら側には、この1枚の資料しかまいていないんです。口頭で説明されても、多分明日になると頭の容量が限界がありますので抜けていってしまうんですが、事前に資料をいただきましたかと思えます。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 特段、フローのようなものはないです。

福井専門委員 御質問に文章に明確で一連の事務手続について教えてくださいとあるんですけども、その答えがこの3行とか4行ですか。これは、ちょっと余りに不真面目ではないでしょうか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 特段、今回は資料を用意させていただいておりませんが。

福井専門委員 わからないです、これを見ても。口頭で延々と繰り返されても、主査が申しあげましたように、何が論点かさっぱりわからないのです。別の機会に改めて来ていただく方がいいのではないのでしょうか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 もし、そういった形であればそうさせていただきますが。

安念専門委員 それなら、もうはっきり伺いますが、公務員でなければできない理由はどこにありますか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 ここは、なかなか難しいと思います。できないかと言われると、試験ですから民間で絶対できないということは論理的にはあり得ない。

あとは、公的な関与をさせるかどうかという、むしろ制度論の問題ではないかというふ

うに思います。

福井専門委員 民間人の試験委員とかがいるのではないんですか、2次試験とかでは。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 おります。

福井専門委員 試験委員が出題して採点して、最終的に公務員というのは一体どこに関わっているんですか。2次について言えば。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 実際は、公務員は事務を行っているだけです。審査会の委員が可否を判定していただいていますので、そういう意味では公務員の関わる場所はございません。

福井専門委員 そうであれば、なおさらそれは丸ごとしかるべき信頼関係がある民間の、例えば法律家集団とか、あるいは法律とか会計学に関する専門家集団、学会なり社団法人なりがいっぱいありますから、そういうところにすべてお願いして、最終的な調整だけを金融庁さんが行えばそれでいいということになりませんか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 実務をやっている立場としては、公的な試験だということで、例えば試験委員の先生方が集まりやすくなっているという面があると思います。ある程度公的な関与をかけていることによって、その試験の権威付けがされる面があります。恐らく、民間に委託した場合、今でも、かなり試験委員の先生方の確保が難しい中、先生方が集まってくるのが難しくなる。

福井専門委員 国家試験だということは前提です。ですが、試験の実施を包括委託すればもっと効率的にできるのではないですかということです。あくまでも国家試験だし、公的試験だということは変わりがないから、ブランドが落ちるといふことにはならないと思います。

大橋専門委員 審査会の委員というのは、何ですか。非常勤の公務員ですか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 はい。全体で10名おられます。それで、会長が常勤でございます。それから、委員の一人が常勤、あと8名の方が非常勤、非常勤国家公務員ということになります。

白石委員 福井さんがおっしゃったことに、公的な試験であるから集まりやすい。民間に委託した場合、集まりにくいという根拠をもう少し詳しく教えていただけませんか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 これは、必ずしも論理的なものではないのではないかと思います。我々、大学の先生にお願いした際に、実は公認会計士試験の試験採点については、1か月ぐらいで2,000枚程度の採点をしなければいけないということで、かなりの御負担になっている。これは、実際多分先生方、むしろ大学の先生の方がよくおわかりになるのではないかなと思うんですが、試験委員については、ボランティアな意識で引き受けられているのではないかなと思います。これを民間で委託した場合、それだけの数の枚数を採点する場合にはある程度の期間とか、それからそれなりの報酬とか要求されると思うんですが、たまたま公的な機関に委託されているので快くお引き受けいただい

ているところがあると思うのです。

福井専門委員 試験委員の先生方がそう言っているんですか。金融庁から直接委嘱されるのでなければ私は引き受けないと具体的にそういうことを言っている人がいるんですか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 そこは、お気持ちの問題ですので、我々無理に引き受けていただいているところが実はあります。

福井専門委員 聞いたことがあるんですかということです。証言を求めているのです。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 それは、はっきり言ってございます。金融庁の公認会計士審査会という意味でお引き受けしているのであって、こんな普通だったら引き受けませんというご意見もあります。

白石委員 それは、リップサービスではないでしょうか。人情として、例えば 2,000 枚程度の試験で 100 万円いただく場合と、金融庁という名前を冠したテストをボランティアでするのでしたら、前者の方を選ぶと私は思うんですけれども。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 そこはそうかもしれません。

福井専門委員 いずれにしても、その中身がさっきおっしゃったように、まさに事務的なこと以外は全部民間委員がやっているというのだったら、なおさら何も直営でやり続ける必要はないわけで、包括的なしかるべき信頼できる機関をちゃんと認定されるなり、指定されるなり、あるいは競争入札されるなりしてそこに丸ごと投げて、大綱的な、どういう出題方針にするとか、何人ぐらい合格させるとか、そういう政策判断の根幹だけを御指示されることにして、あとは基本的に専門家集団にしかるべき運営を任せるとするのがむしろ効率的ではないでしょうか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 そこは、実施可能性との問題だと思います。そういった形のものができるのか、そういった団体を果たして認定できるのか、可能かどうかという実際の問題もあるのではないかと思います。

福井専門委員 法科大学院関係のいろんな資格とか試験で、民間団体がいっぱいできているのを御存知ですか。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 法科大学院の民間団体ですか。知りません。

福井専門委員 お調べになった方がいいと思いますが、要するにそういう制度があるということになったら、そのための民間組織は、専門家集団がいっぱいいますから、おのずと形成されるはずで、それはまず、国家の方で意思を示されなければ何事も始まらないわけです。今は国家独占だから、私がやりますなんて言う人がいないだけです。民間開放を前提にすれば、随分集まってくるし、しかるべき仕組みができると思います。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 そこは、もうまさに制度論で国が関与するかどうかという問題であって、私どもはお答えできる問題ではありません。

福井専門委員 いえいえ、答えてほしいんです。答えていただきたいために、ここにお呼びしているわけですから。そういう方向で具体的な改編し、会計士試験を民営化するという方向での処方せんを是非御検討いただいて、次回にでも教えていただければ幸いです。

うか。それが今日の趣旨です。

白石委員 先ほどの財務省さんの資料を是非お持ち帰りいただいて、ほかの省庁さん、こうした詳細な資料を添付していただいております。この検査業務に関しては、2次的なヒアリングもありますので、お手数ですが後日もう一回出直しをいただきたいというふうに思います。資料を持って。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 わかりました。

安念専門委員 その際、是非民間に委託するときのイメージ図。これは、もうできるに決まっているわけですから、できないという前提でお考えになるのではなくて、こうすればできて、ここにはなお難点があるので検討をしなければいけないと、その案も是非お添えをいただきたいと強く希望をいたします。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 民間に委託する場合のイメージですね。

白石委員 よろしく願いいたします。

大橋先生大丈夫ですか。

大橋専門委員 やや補足的で申し訳ございませんが、この一連の事務手続、後ほど資料いただくだけでも考えて見ますと、まず公認会計士試験をいつやるかとか、あるいはどういう場所でやるかということ、それから試験問題の中身をどう決めるかとか、あるいは採点をどうするかとか、発表をどうするかとか、こういう事務の流れになると思うんです。この私が今、言った5つの事務の流れ、すべて公務員でなければならないという論理的根拠が全くない。民間に可能だというふうに思われませんか、本当に。

山崎公認会計士監査審査会総務試験室長 実は、私ももちろん人数が少ない中でやっておりますので、できる事務はなるべく外に出したいというふうに思っていて、実際、外にかなり出しているんです。

例えば、印刷は当然印刷業者に出していますし、試験問題の作成も試験委員に出している。運搬等についてもすべて民間に任せているし、採点もマークシートもみんな当然やっていたいでいる。我々がやっているのは、採点がまとまって、合否決定を審査会にかけるというだけで、この委員会の目指す方向とまさに私は合致していると自分では思っており、今日のような御指摘を受けるというのは全く思っておりませんでした。できるものはすべて出したいし、もう可能な限り出しているのです。

あとは、最後に残るところは、公的な関与というだけで、では、果たしてこれが完全に民間の試験になるかどうかという、あとはここは制度のつくり方の政策判断という問題なのかなと思うんです。

あえて、我々がやっているメリットをいろいろ考えてみると、そういった試験委員の先生方に集まっていただく、これはやはり公的な権威付けというのは、やはり私は今、本当は残っているべきではないかもしれないけれども、若干残っていると思うんです。公認会計士試験関係の先生の著書の経歴を見ると試験委員歴任というふうに書いていることがある。それは、やはりある程度公的な権威が残っているからで、逆にそれがあから、この

試験が成り立っているのかなと思います。あと、結構難しい試験ですから、これは作成にすごくコストがかかるんです。

これを民間に委託した場合には、コストが明らかに上がる。受験者にとって不利になる。

福井専門委員 どうも理解に苦しむんですが、公務員がやる仕事で、なくなる分があるでしょう。そっちを差し引きしなければ上がるなんて当然に言えるわけがないのではないですか。

白石委員 受験者が負担をすることになれば、食える資格の本当にトップ5に入っている試験ですから、これは受験者が負担することにした方がよりフェアではないかなと思います。

先ほどおっしゃった公的試験の権威というのは、金融庁さんが所管していらっしゃる公認会計士試験というものに対するプライドではなく、この難しい試験、公認会計士試験そのものにあるというふうに私たちは認識しております。

福井専門委員 金融庁がやろうがやるまいが、恐らく今のような内容の専門的知識を問う公認会計士試験が民間で存続したとして、例えば全然ブランドのない資格になったり、試験委員の引き受け手がなくなる、などということは全く想定できないと思います。

白石委員 では、お手数ですが次回でよろしいでしょうか。どうも朝早くからありがとうございました。